

松本市告示第191号

松本市地域エネルギー導入支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

松本市長 臥雲 義尚



## 松本市地域エネルギー導入支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、産業部門及び業務部門における地球温暖化対策及び持続可能な地域づくりを推進し、脱炭素の加速化、地域裨益による地域とエネルギーの共生及び再生可能エネルギー設備への再投資の促進を図るため、地産地消及び地域裨益に資する再生可能エネルギー設備及び再生可能エネルギー熱利用設備を設置する事業に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則(昭和37年規則第16号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー 太陽光、太陽熱、風力、水力、バイオマス、地熱、地中熱及び温度差熱をいう。
- (2) 再生可能エネルギー設備 再生可能エネルギーを電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (3) 再生可能エネルギー熱利用設備 再生可能エネルギーから熱を得て熱を供給するための設備及びその附属設備をいう。
- (4) 地産地消 市内に設置されている再生可能エネルギー設備で発電した電気の6割以上を市内で消費することをいう。
- (5) 地域裨益 次条第1項に規定する補助対象設備が所在する町会又は地区(以下「町会等」という。)及び団体等に対し、事業収益の一部を金銭又は役務等により還元し、当該町会等の課題解決に資することをいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する設備(以下「補助対象設備」という。)を、令和7年1月1日以後に取得し、又は設置するものとする。

- (1) 次に掲げる要件を全て満たす再生可能エネルギー設備(パワーコンディショナ、変圧器、制御装置、計測装置等の附属機器等を含む。)
  - ア 初回の交付申請時において、本市の償却資産課税台帳に新たに登録されたものであること。
  - イ 市内に所在するものであること。
  - ウ 定格出力20キロワット以上であること。
- (2) 次に掲げる要件を全て満たす再生可能エネルギー熱利用設備(太陽熱集熱器、バイオマスボイラ、地中熱ヒートポンプ、本体熱源機器、熱回収装置、熱交換器等の附属機器等を含む。)
  - ア 初回の交付申請時において、本市の償却資産課税台帳に新たに登録されたものであること。

イ 市内に所在するものであること。

ウ 専ら市内で熱を消費するために用いられるものであること。

エ 一つの再生可能エネルギー熱利用設備から、当該設備を設置した建造物以外の2か所以上の建造物へ熱を供給するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものを取得し、又は設置する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)
- (2) 建築物の構成要素(屋根材、壁、窓、テラス等)を代替する構造を有する設備
- (3) 既存建築物に設置することで当該建築物の建築面積を増加させ、又は当該建築物の構造耐力上の主要な部分(柱、<sup>はり</sup>梁、耐力壁、基礎等)に大きな影響を及ぼす設備
- (4) 技術開発、基礎研究、応用研究、実験、試作等の研究活動(受託研究を含む。)を主たる目的とする設備

(補助対象者)

第4条 補助金の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、本市の償却資産課税台帳に補助対象設備の所有者として登録されている者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人事業者(以下「市内事業者」という。)

イ 市外に事務所又は事業所を有する法人又は個人事業者(以下「市外事業者」という。)

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 松本市暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の類型、事業区分、補助対象経費、補助対象期間、補助額及び交付要件は、別表第1に定めるところによる。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)であって補助対象設備に係る初回の交付申請を行うものは、松本市地域エネルギー導入支援事業補助金交付申請書(初年度)(様式第1号)に補助対象設備等の概要書(様式第2号)及び別表第2に定める関係書類を添えて、当該補助対象設備が固定資産償却資産台帳に新たに登録された年度の翌年度の6月1日から9月30日までの間に、市長に提出するものとする。

2 補助対象設備に係る2回目以降の交付申請を行う申請者は、松本市地域エネルギー導入支援事業補助金交付申請書(2回目以降)(様式第3号)に補助対象設備等の概要書(様式第2号)及び別表3に定める関係書類を添えて、前項に規定する申請を行った年度の翌年度以降の6月1日から9月30日までの間に、市長に提出するものとする。

3 補助金の交付申請は、同一年度内に1補助対象設備につき1回限りとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは松本市地域エネルギー導入支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号。以下「交付決定書」という。)により、補助金の不交付を決定したときは松本市地域エネルギー導入支援事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、規則第7条第1項に規定する取下げをするときは、松本市地域エネルギー導入支援事業補助金申請取下書(様式第6号)を交付決定書が到達した日から起算して7日以内に市長へ提出し、取下げを行うものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、前条の規定による取下げがあったときは、松本市地域エネルギー導入支援事業補助金決定取消通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第10条 交付決定者は、交付決定の通知を受けた後、第6条の規定による申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、松本市地域エネルギー導入支援事業補助金変更・中止承認申請書(様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更等の承認決定)

第11条 市長は、前条の規定により変更又は中止の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、松本市地域エネルギー導入支援事業補助金変更・中止承認決定通知書(様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、松本市地域エネルギー導入支援事業補助金実績報告書(様式第10号)に必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第13条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、交付決定者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(財産の処分の制限)

第14条 交付決定者は、補助対象設備に係る償却資産課税台帳に記載されている償却期間においては、当該設備を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、松本市地域エネルギー導入支援事業財産処分承認申請書(様式第11号)を市長に提出し、承認を受けたときは、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を補助事業者へ松本市地域エネルギー導入支援事業財産処分承認・非承認通知書(様式第12号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定及び補助金の額の確定を受けたとき。
- (2) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める行為があったとき。

(帳簿及び書類の備付け)

第16条 交付決定者は、第6条第1項及び第2項に規定する関係書類に係る帳簿及び証拠書類を補助金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存し、補助対象事業に係る書類を整備保管しておかなければならない。

(故障等による運転停止時の取扱い)

第17条 交付決定者は、補助対象設備の故障等により運転を停止し、運転を停止した日から起算して3か月が経過したときは、速やかに松本市地域エネルギー導入支援事業補助金運転停止届(様式第13号。以下「運転停止届」という。)を市長に提出するものとする。

2 交付決定者は、前項の運転停止届を提出した後、補助対象設備の運転を再開した場合は、松本市地域エネルギー導入支援事業補助金運転再開届(様式第14号)を速やかに市長に提出するものとする。

(状況報告)

第18条 市長は、補助対象事業の適正な執行を図るため、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、松本市地域エネルギー導入支援事業補助金遂行状況報告書(様式第15号)により、状況報告を求めることができる。

(地域裨益)

第19条 地域裨益の還元先(以下「裨益還元先」という。)は、原則として補助対象設備が所在する町会とする。ただし、地域課題解決のため当該町会が認めた場合は、補助対象設備が所在する地区、特定非営利活動法人(NPO法人)又は任意団体等を裨益還元先とすることができる。

2 申請者は、町会等とともに、補助対象設備が所在する地域の課題の把握及び当該課題に係る解決策の検討を行った上で、地域裨益の方法、裨益額等を取り決め、申請者、裨益還元先及び市の三者により地域裨益に関する覚書(様式第16号。以下「覚書」という。)を締結しなければならない。

3 申請者は、次に定める区分に応じて、当該各号に定める方法により地域裨益を行うものとする。

- (1) 金銭による裨益 補助対象事業により得た事業収益の一部(補助対象期間における通算補助額の3割以上)を、裨益還元先に覚書の合意内容に基づき還元するものとする。
- (2) 役務等による裨益 前項の規定により把握した地域課題について、申請者が裨益還元先に役務等を提供することで当該課題が解決できる場合であって、裨益還元先が認めた場合に限り、申請者は、覚書の合意内容に基づき、当該課題の解決に資する役務等(補助対象期間における通算補助額の3割以上に相当するもの)を提供するものとする。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

類型	事業区分	補助対象経費	補助対象期間	補助額	交付要件
類型Ⅰ (地産地消型)	第3条第1項第1号に該当する設備に係る事業	取得し、又は設置した再生可能エネルギー設備に課せられる固定資産税の課税相当額	取得し、又は設置した補助対象設備に係る償却資産課税台帳に記載されている償却期間又は20年間のいずれか短い期間	当該年度における補助対象設備に課せられる固定資産税の課税相当額以内(算出した補助額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする(以下同じ。))。ただし、交付決定額の累計は、補助対象経費の総額に100分の55(市外事業者にあっては100分の37)を乗じた額を超えないものとする。	補助対象設備で発電した電気の6割以上を、市内で継続的に消費すること。
	第3条第1項第2号に該当する設備に係る事業	取得し、又は設置した再生可能エネルギー熱利用設備に課せられる固定資産税の課税相当額			
類型Ⅱ (地域裨益型)	第3条第1項第1号に該当する設備に係る事業	取得し、又は設置した再生可能エネルギー設備に課せられる固定資産税の課税相当額		当該年度における補助対象設備に課せられる固定資産税の課税相当額以内。ただし、交付決定額の累計は、補助対象経費の総額に100分の20を乗じた額を超えないものとする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象者が、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー法」という。)第9条第1項に規定する認定を受けていること。</li> <li>2 補助対象者が、裨益還元先と地域裨益に関する覚書を締結し、継続的に地域裨益を実施する意思を有すること。</li> </ol>

類型Ⅲ (地産地消・地域裨益型)				当該年度における補助対象設備に課せられる固定資産税の課税相当額以内。ただし、交付決定額の累計は、補助対象経費の総額に100分の100(市外事業者にあつては100分の67)を乗じた額を超えないものとする。	<p>1 補助対象設備で発電した電気の6割以上を、市内で継続的に消費すること。</p> <p>2 補助対象者が、裨益還元先と地域裨益に関する覚書を締結し、継続的に地域裨益を実施する意思を有すること。</p>
---------------------	--	--	--	---	---

別表第2 (第6条関係)

関係書類	類型Ⅰ (地産地消型)		類型Ⅱ (地域裨益型)	類型Ⅲ (地産地消・地域裨益型)
	第3条第1項第1号に該当する設備に係る事業	第3条第1項第2号に該当する設備に係る事業		
補助対象設備等の概要書(様式第2号)	○	○	○	○
補助対象設備が償却資産課税台帳に登録されていることが分かる書類(償却資産課税台帳(種別別明細書))の写し等	○	○	○	○
償却資産申告書又は償却資産台帳の写し	○	○	○	○
市税の滞納がない証明書(税情報の照会に同意しない場合に限る。)	○	○	○	○
登記事項証明書	○	○	○	○
設置した再生可能エネルギー設備の概要が分かる書類	○		○	○
見積書(工事・設備)及び内訳書	○	○	○	○
電力販売契約書類の写し及び地産地消していることが分かる書類(電力を販売している場合に限る。)	○			○
発電量の実績データ(申請日から起算して1年間のうち1か月分)	○			○
補助対象設備の設置後の写真	○	○	○	○
FIT認定に係る証明書類(設備認定通知書等)の写し			○	
電気販売事業者との特定契約を締結したことを証する書類の写し			○	
地域裨益に関する覚書(様式第16号)			○	○

設置した再生可能エネルギー熱利用設備等の概要が分かる書類		○		
熱利用の実績データ（申請日から起算して1年間のうち1か月分）		○		
熱利用設備により熱供給を行う全ての建造物の事業計画図（位置図、平面図、計画図等）		○		
その他市長が必要と認める書類	○	○	○	○

別表第3（第6条関係）

関係書類	類型Ⅰ（地産地消型）		類型Ⅱ（地域裨益型）	類型Ⅲ（地産地消・地域裨益型）
	第3条第1項第1号に該当する設備に係る事業	第3条第1項第2号に該当する設備に係る事業		
補助対象設備等の概要書（様式2号）	○	○	○	○
補助対象設備が償却資産課税台帳に登録されていることが分かる書類（償却資産課税台帳（種類別明細書））の写し等	○	○	○	○
償却資産申告書又は償却資産台帳の写し	○	○	○	○
市税の滞納がない証明書（税情報の照会に同意しない場合に限る。）	○	○	○	○
登記事項証明書	○	○	○	○
電力販売契約書類の写し及び地産地消していることが分かる書類（電力を販売している場合に限る。）	○			○
発電量の実績データ（申請日から起算して1年間のうち1か月分）	○			○
地域裨益に関する覚書（様式第16号）			○	○
熱利用の実績データ（申請日から起算して1年間のうち1か月分）		○		
その他市長が必要と認める書類	○	○	○	○

2

3

7